

平塚市まちづくり条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

旧	新	改正要旨
<p>(開発事業の一連性の判断基準等)</p> <p>第27条 市長は、条例第26条第2項の規定による開発事業の一連性の判断について、次の各号のいずれかに該当するときは、先行する開発事業(以下「先行開発事業」という。)とその区域以外の部分で行う開発事業(以下「後行開発事業」という。)とは一連性がないものと判断して取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 後行開発事業が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 既に存する自己の住居の用に供する戸建住宅の増築又は改築</p> <p>イ 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(開発事業の一連性の判断基準等)</p> <p>第27条 市長は、条例第26条第2項の規定による開発事業の一連性の判断について、次の各号のいずれかに該当するときは、先行する開発事業(以下「先行開発事業」という。)とその区域以外の部分で行う開発事業(以下「後行開発事業」という。)とは一連性がないものと判断して取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 後行開発事業が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 既に存する自己の住居の用に供する戸建住宅<u>1棟</u>の増築若しくは改築又は同規模かつ同用途での再建築(イに該当するときは除く。)</p> <p>イ 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>開発事業の一連性の判断基準等を見直す。</p>